

第 76 回

定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2024 年 9 月 27 日 (金曜日)
午前 10 時

開催場所

当本社 MC センター 3 階ホール
金沢市大豆田本町甲 58 番地

※末尾の案内図をご参照ください

 滋谷工業株式会社
証券コード 6340

Shibuya

目 次

■ 第 76 回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第 1 号議案 剰余金の処分の件	5
第 2 号議案 取締役 1 名選任の件	6
(添付書類)	
■ 事業報告	8
■ 連結計算書類	21
■ 計算書類	23
■ 監査報告書	25

ご来場のみなさまへのお土産は取り止めさせていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

株主各位

証券コード 6340

(発信日) 2024年9月12日
(電子提供措置の開始日) 2024年9月 5日

金沢市大豆田本町甲 58 番地

澁谷工業株式会社

取締役社長 澁谷英利

第76回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

このたびの令和6年能登半島地震により被災された方々ならびにご家族の皆様に、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、皆様の安全と被災地の一日も早い復旧復興を、お祈り申し上げます。

さて、当社第76回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shibuya.co.jp/ir/shareholder.html>



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。（以下の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「澁谷工業」または「証券コード」に「6340」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show/>



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2024年9月26日（木曜日）午後5時40分までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年9月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 金沢市大豆田本町甲58番地 当本社MCセンター3階ホール
3. 目的事項

- 報告事項
- 第76期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第76期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年9月26日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁の『インターネット等による議決権行使のご案内』をご高覧のうえ、2024年9月26日（木曜日）午後5時40分までに行使してください。

以上

-
- 本総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。
 - 本総会においては、電子交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - 事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」および「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
 - 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

なお、機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ の運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. インターネットによる議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使使用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使使用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権行使できます。

なお、一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使使用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力していただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2024年9月26日（木曜日）午後5時40分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネット等により、重複して議決権行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(注) 1. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担になります。

2. インターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書面に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

(注) 4.パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル【電話】0120-652-031 (受付時間 9:00～21:00 土日休日を含む)
- (2) その他のご照会は、以下にお問い合わせください。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社へお問い合わせください。
 - イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部【電話】0120-782-031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

本総会に関するご連絡事項

1. 株主さまへのお願い

- (1) 議決権の行使につきましては、書面またはインターネット等による議決権行使が可能
ですので、是非そちらのご利用もご検討くださいますようお願い申しあげます。
- (2) 本総会にご出席を検討されている株主さまは、当日の健康状態に十分ご留意いただき、
くれぐれもご無理をされないようお願いいたします。

2. 当社の対応

- (1) ご来場者さまへのお土産は取り止めさせていただいております。
- (2) 役員および運営スタッフは、体調を十分確認のうえ参加いたします。
- (3) 会場内において体調が優れないと感じられた株主さまは、遠慮なく運営スタッフにお申し
出ください。また、体調が優れないと思われる株主さまには、運営スタッフがお声がけ
させていただく場合がございます。
- (4) 本総会終了後の懇親会は中止とさせていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の配当（第76期 期末配当）に関する事項

利益配当につきましては、当社の基本的な考えは将来の収益向上と成長投資のために健全な財務体質を維持し、また株主のみなさまへも安定的な配当を実施すること、そして1株当たり利益の長期・持続的な向上をとおして株主還元を行う方針であります。

上記の方針に基づき、当期の剰余金の配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期の配当金はすでに中間配当金としてお支払いいたしました上半期の1株につき30円と合わせ、年90円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき60円

総額 1,660,007,940円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日（第76期 期末配当金の支払開始日）

2024年9月30日

第2号議案 取締役1名選任の件

経営の監督機能およびコーポレートガバナンス体制の強化を図るため、新たに社外取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名、生年月日、性別	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
おお すな まさ こ 大 砂 雅 子 (1956年3月1日生) 女性	1979年4月 特殊法人日本貿易振興会（現：ジェトロ（独立行政法人日本貿易振興機構））入会 2000年6月 同シンガポールセンター 次長 2009年4月 ジェトロ・アジア経済研究所 国際交流・研修室長 2011年3月 ジェトロ・ソウル事務所 所長 2014年2月 金沢工業大学 情報フロンティア学部経営情報学科 教授 2015年6月 (株)北國銀行 社外取締役 監査等委員（2021年6月退任） 2017年4月 金沢工業大学 産学連携室 教授（現） 2019年6月 日比谷総合設備株 社外取締役（現） 2020年6月 タキロンシーアイ(株) 社外監査役（2024年6月退任） 2022年6月 EIZO(株) 社外取締役 監査等委員（現）	0株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)		
大砂 雅子氏は、日本貿易振興機構（ジェトロ）での長年の勤務を経て、大学教授や社外役員を務めるなど幅広く活躍し、これらの豊富な経験と国際経済を中心とした高度な専門性を有しております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社取締役就任後は、当社の企業経営に関して様々な助言、意見、監督を行っていただき、当社の企業価値の向上に貢献いただけると期待し、社外取締役候補者といたしました。		
(責任限定契約について)		
当社は、大砂 雅子氏との間で、本議案において同氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 大砂 雅子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
 3. 当社は、保険会社との間で当社および子会社の全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。大砂 雅子氏が選任された場合には同氏は当該契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要是、本招集ご通知19頁に記載のとおりであります。
 4. 大砂 雅子氏が日比谷総合設備株式会社の社外取締役として在任中である2020年1月、東京国税局より照会を受け調査した結果、同社の元従業員による不正行為が発覚しました。同氏は事前には当該事実を認識しておりませんでしたが、日ごろから取締役会等において、法令順守の観点から提言を行ってまいりました。なお、当該事実が判明した後においては、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底についての提言を行っておりました。
 5. 大砂 雅子氏が株式会社北國銀行の社外取締役（監査等委員）として在任中である2020年1月、同行において発覚した元行員による金銭着服事件について、同氏は事前には当該事実を認識しておりませんでしたが、日ごろから取締役会等において、法令順守の観点から提言を行ってまいりました。なお、当該事実が判明した後においては、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底についての提言等を行っておりました。

以上

【ご参考：取締役および監査役のスキルマトリクス】

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、本株主総会終結後における取締役および監査役の有する専門性は以下のとおりとなります。

氏名	地位	性別	経営全般 経営戦略	グローバル	営業 マーケティング	生産 技術開発	財務 会計	M & A	人事・労務 ガバナンス	法務 コンプライアンス	サステナビリティ
濫谷 英利	代表取締役 社長	男性	○	○	○	○		○	○	○	
毛利 克己	取締役 副社長	男性	○		○	○			○	○	○
本多 宗隆	取締役 副社長	男性	○			○		○	○	○	
河村 孝志	取締役 副社長	男性	○	○			○	○		○	
玉井 政利	取締役	男性	○				○		○	○	
近藤 徳之	取締役	男性		○	○			○	○	○	○
大砂 雅子	取締役	女性	○	○					○		○
竹橋 剛	常勤 監査役	男性					○		○	○	
安宅 建樹	監査役	男性	○				○			○	
小原 正敏	監査役	男性		○				○	○	○	○

※上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表わすものではありません。

事業報告

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による各種規制が緩和され、インバウンド需要の回復などにより国内景気は緩やかな回復が見られるものの、原材料価格・エネルギーコストの高止まりや海外経済の成長鈍化に加えて、本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の影響など、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

このような状況のなか、当社グループの連結売上高は1,154億34百万円(前期比18.0%増)となり、損益面については、全てのセグメントで増益となったことから、営業利益は133億82百万円(前期比66.5%増)、経常利益は135億59百万円(前期比65.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は97億81百万円(前期比65.0%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

パッケージングプラント事業の売上高は、薬品・化粧品用プラントは注射薬バイアル充填ラインや柔軟剤などのトイレタリー製品用充填ラインが減少したものの、食品用プラントは国内向け調味料用充填ラインならびに国内および海外向け飲料用無菌充填ラインが増加したことから、前連結会計年度に比べ増加しました。

その結果、売上高は660億7百万円(前期比15.0%増)となり、損益面については、①プラントに占める他社製品の割合が減少し原価率が低下したこと、②客先の新製品に対応する改造工事が増加したこと、また③社内プロジェクトによる一段のコスト削減効果が発現した結果、営業利益は108億30百万円(前期比51.1%増)となりました。

メカトロシステム事業の売上高は、切断加工機は金属加工業界における国内需要の低迷により減少したものの、半導体製造装置は前期に大きく落ち込んだ中国向けがやや回復したことから微増となり、医療機器は欧州、北米、インドなど海外向けが好調で大きく増加したことから、前連結会計年度に比べ増加しました。

その結果、売上高は369億93百万円(前期比21.1%増)、営業利益は32億53百万円(前期比69.4%増)となりました。

農業用設備事業の売上高は、蔬菜類向け選果選別プラントが増加したことから、前連結会計年度に比べ増加しました。

その結果、売上高は124億32百万円(前期比25.8%増)、営業利益は15億5百万円(前期比61.2%増)となりました。

セグメント別の売上高

(単位：百万円)

セグメントの名称	前連結会計年度	当連結会計年度	対前期比
パッケージングプラント事業 (酒類用プラント)	57,410 (2,351)	66,007 (2,592)	15.0 % (10.3)
(食品用プラント)	(37,121)	(49,531)	(33.4)
(薬品・化粧品用プラント)	(15,301)	(11,219)	(△ 26.7)
(その他)	(2,635)	(2,664)	(1.1)
メカトロシステム事業	30,550	36,993	21.1
農業用設備事業	9,881	12,432	25.8
合 計	97,842	115,434	18.0

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は37億59百万円であり、その主な内容は、連結子会社であるシブヤ精機株式会社の建設中の浜松新本社工場（農業用設備事業）のほか、工作機械および工具器具備品等の新設ならびに更新投資であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当連結会計年度)
売上高	103,965	96,223	97,842	115,434
経常利益	12,952	13,701	8,171	13,559
親会社株主に帰属する当期純利益	8,826	9,262	5,928	9,781
1株当たり当期純利益	319円02銭	334円79銭	214円29銭	353円54銭
総資産	132,448	136,981	142,426	161,903
純資産	76,941	85,425	90,180	101,029
1株当たり純資産額	2,779円98銭	3,087円39銭	3,259円24銭	3,651円38銭

(注)「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を2022年度の期首から適用しており、2022年度以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

5. 対処すべき課題

当社グループは、創業の原点である「喜んで働く」の企業理念のもと、以下のSHIBUYA 未来ビジョン宣言を定めております。

- ・Mission(使命)：ダントツ製品でお客様の繁栄をサポート
- ・Vision(志)：生活に不可欠な業界の製造を支えるリーディングカンパニー
- ・Value(価値観)：グローバル市場で持続的に成長

当社グループは、承継すべきものに新しい時代の変化を取り入れる「不易流行」の理念を全社で共有し、2027年6月期を最終年度とする中期経営計画の達成に向けて、以下の重点施策に取り組みます。

- ①社会のニーズに応える製品・サービスを開発・提供し、環境や社会・経済に貢献するサステナビリティ経営を推進します。
- ②世界のトップを走るダントツ製品づくりをさらに強化し、お客様との信頼関係に基づく利益創出によるWin-Winを目指します。
- ③製品・サービス・海外拠点については、時代の要請を先取りしたグローバル戦略を推進します。
- ④3カイ(改善・改革・開発)の強力推進および予実管理の徹底に取り組み、収益力の向上に努めます。
- ⑤持続的な企業成長を目的として、新製品開発・新市場開拓・新事業創出を推進するため、多様性を尊重する広い視野での人財育成に取り組み、DX化(デジタル技術の導入による業務およびビジネスモデルの変革)を強力に推進し、お客様へより高い品質とサービスの提供と社員のWell-beingの実現を目指します。
- ⑥新事業分野への参入やM&Aに戦略的に取り組むとともに、営業、技術、生産、管理の各部門において、グループ一丸(One Shibuya)でグローバルに展開します。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申しあげます。

6. 主要な事業内容（2024年6月30日現在）

下記の事業区分にかかる製品の製造販売を主要な事業といたしております。

事業区分	主要製品
パッケージングプラント事業	ボトリングシステム（充填システム、キャッピングシステム、ラベリングシステムなど）、製函・包装システム、製薬設備システム（医薬品製造システム、アイソレータなど）、食品加工システム、洗浄設備システム、再生医療システム（細胞培養アイソレータ、ロボット自動細胞培養システムなど）など
メカトロシステム事業	半導体製造システム（ハンダボールマウンタ、ワイヤボンダ、LED検査装置など）、医療機器（レーザ手術および治療装置、人工透析装置など）、切断加工システム（レーザ加工機、ウォータージェット切断加工機など）、超音波発生装置、油圧プレス機など
農業用設備事業	農業用選果・選別システムなど

7. 主要な営業所および工場（2024年6月30日現在）

社名	所在地
当社	本社：金沢市大豆田本町 営業部：本社・東京（新宿区）・関西（西宮市） 工場：本社・RPシステム森本・EBシステム森本・RMシステム森本・メカトロ・医療機若宮・進和（金沢市）・津幡（河北郡津幡町）・能美ハイテクプラント（能美市）
シブヤ精機株式会社	本社：浜松本社（浜松市中央区篠ヶ瀬町） 松山本社（松山市南吉田町） 営業部：浜松本社・松山本社・東日本（蓮田市）・北日本（弘前市） 工場：浜松本社・松山本社
シブヤパッケージングシステム株式会社	本社：金沢市河原市町 営業部：本社・東京（新宿区）・関西（西宮市） 工場：本社
Shibuya Hoppmann Corporation	本社：米国バージニア州マナサス 工場：米国バージニア州マディソンハイツ
株式会社カイジョー	本社：羽村市栄町 支店：関西（大阪市淀川区） 工場：本社・松本（松本市）

8. 従業員の状況（2024年6月30日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,248名	+ 63名

(注) 1.従業員数は就業人員数を記載しております。
2.上記のほか、臨時従業員数は546名であります。

9. 主要な借入先の状況（2024年6月30日現在）

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社北國銀行	2,172
株式会社みずほ銀行	413
農林中央金庫	402
株式会社三菱UFJ銀行	380
三井住友信託銀行株式会社	318
明治安田生命保険相互会社	306
第一生命保険株式会社	306
日本生命保険相互会社	306

10. 重要な子会社の状況（2024年6月30日現在）

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
シブヤ精機株式会社	450百万円	100.0%	農業用総合選果設備および一般産業用省力機器の製造販売
シブヤパッケージングシステム株式会社	450百万円	100.0%	パッケージングプラント製品の製造販売
Shibuya Hoppmann Corporation	7,495千米ドル	100.0% (100.0%)	パッケージングプラント製品の製造販売
株式会社カイジョー	90百万円	100.0%	超音波応用機器の製造販売

(注)当社の議決権比率の()内は、内数で間接所有割合を示しております。

II 会社の株式に関する事項（2024年6月30日現在）

1. 発行可能株式総数 110,000,000 株
2. 発行済株式の総数 28,149,877 株（自己株式 483,078 株を含む）
3. 株主数 4,157 名
4. 大株主（上位 10 名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスター トラスト 信託銀行 株式会社（信託口）	2,499	9.03
公益財団 法人 濵谷 学術文化スポーツ振興財団	2,324	8.40
明治 安田 生命 保険 相互 会社	1,700	6.15
第一 生命 保険 株式会社	1,600	5.78
株式会社 北國銀行	1,315	4.75
日本 生命 保険 相互 会社	1,280	4.63
濱谷 工業 取引先 持株会	1,277	4.62
住友 生命 保険 相互 会社	1,120	4.05
農林 中央 金庫	1,000	3.61
株式会社 三菱UFJ銀行	928	3.36

（注）持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

III 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況（2024年6月30日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職
濵谷英利	代表取締役社長 社長執行役員	グループ経営企画統轄本部長
毛利克己	取締役副社長 副社長執行役員	グループ経営企画統轄副本部長、 メカトロ統轄本部長兼特機本部長兼 生産本部長兼医療機本部長
本多宗隆	取締役副社長 副社長執行役員	グループ経営企画統轄副本部長、 総務本部長、情報・知的財産本部長
河村孝志	取締役副社長 副社長執行役員	グループ経営企画統轄副本部長、 財経本部長、内部統制・監査室長
玉井政利	取締役	税理士・玉井経営会計事務所 所長 株式会社北國銀行 社外監査役
近藤徳之	取締役	
竹橋剛	常勤監査役	
安宅建樹	監査役	株式会社北國銀行 相談役 北陸電力株式会社 社外取締役
小原正敏	監査役	きつかわ法律事務所パートナー サワイグループホールディングス株式会社 社外取締役 アツギ株式会社 社外取締役

- (注) 1.取締役 玉井 政利および近藤 徳之の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2.監査役 安宅 建樹および小原 正敏の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3.2023年9月27日開催の第75回定時株主総会において、竹橋 剛氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
 4.代表取締役会長 濵谷 光利、取締役副社長 久保 尚義、中 俊明、常務取締役 吉道 義明、北村 博、西田 正清、取締役 北川 久司、菅井 俊明の各氏は2023年9月27日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 5.常務取締役 西納 幸伸、二木 彰徳、高本 崇弘、取締役 太田 正人、中西 真二、宮前 和浩の各氏は、2023年9月27日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任し、委任型執行役員に就任しております。
 6.常勤監査役 鈴木 由郎氏は、2023年9月27日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 7.常勤監査役 土肥 淳一氏は、2023年9月27日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
 8.常勤監査役 竹橋 剛氏は、長年にわたり当社およびグループ会社の経理部門に従事しており、財務および会計に関する豊富な経験と見識を有しております。
 9.社外監査役 安宅 建樹氏は金融機関の経営に長年携わっており、財務および会計に関する豊富な経験と見識を有しております。
 10.社外取締役 玉井 政利、近藤 徳之、社外監査役 安宅 建樹、小原 正敏の各氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

(注) 11.当事業年度中に取締役の地位および担当が次のとおり変更されました。(変更箇所のみ記載いたします。)

氏名	地位および担当		
	変更前	変更後	異動年月日
澁谷英利		社長執行役員	2023年9月27日
毛利克己	専務取締役 メカトロ事業部長兼特機本部長兼医療機本部長	取締役副社長 副社長執行役員 メカトロ統轄本部長兼特機本部長兼医療機本部長	2023年9月27日
		メカトロ統轄本部生産本部長	2024年4月5日
本多宗隆	専務取締役	取締役副社長 副社長執行役員	2023年9月27日
河村孝志	専務取締役 財経本部長(財務担当)	取締役副社長 副社長執行役員 財経本部長 内部統制・監査室長	2023年9月27日

2. 取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	退職慰労金	
取締役	342	334	7	20
(うち社外取締役)	(11)	(11)	(一)	(3)
監査役	20	20	—	5
(うち社外監査役)	(11)	(11)	(一)	(3)
合計	362	354	7	25
(うち社外役員)	(22)	(22)	(一)	(6)

(注) 1. 業績連動報酬および非金銭報酬は該当ありません。

2. 退職慰労金は、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

3. 取締役の報酬等の総額は、2023年9月27日開催の第75回定時株主総会において、月額30百万円以内（うち社外取締役3百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役は2名）であります。

4. 監査役の報酬等の総額は、1995年9月28日開催の第47回定時株主総会において、月額5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年4月5日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しましたが、報酬委員会を新設したことから、2022年2月10日開催の取締役会において当該方針の改定を決議しております。当該決議内容は、次のとおりであります。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、利益計画の達成と企業価値の持続的な向上への意欲創出につながる充分なインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針とする。

② 個人別の固定報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、その役職、委嘱職務、在任期間に応じて、当社の業績、従業員給与、他社水準などを考慮しながら総合的に勘案して決定することを方針とする。また、退任時に支給する退職慰労金については、役職、委嘱職務、在任期間を考慮して当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で支給額を決定することを方針とする。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬の額の決定については、取締役会において、代表取締役社長へ一任することとする。代表取締役社長は、一任を受けた内容の決定に当たっては、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会から取締役会への進言を受け、適切に決定することとする。

上記の方針に基づき、代表取締役社長である濵谷 英利が各取締役の月例の固定報酬を決定しております。その決定権限を委任する理由は、当社全体の業績等を総合的・俯瞰的に見ながら各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断するためであります。

なお、取締役の個人別の報酬額については、代表取締役社長が取締役会への報酬委員会からの進言と整合するように決定しており、取締役会としては、その内容が当該基本方針に沿うものであると判断しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 会社役員等の兼任状況等

重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	兼職先との関係
取締役	玉井 政利	税理士 玉井経営会計事務所 株式会社北國銀行	所長 社外監査役	同氏は当社の顧問税理士であり、同氏と当社との間には定常的な取引があります。当社と株式会社北國銀行とは定常的な銀行取引があります。
監査役	安宅 建樹	株式会社北國銀行 北陸電力株式会社	相談役 社外取締役	当社と株式会社北國銀行とは定常的な銀行取引があります。 当社と北陸電力株式会社とは定常的な電力供給取引があります。
監査役	小原 正敏	きっかわ法律事務所 サワイグループホールディングス株式会社 アツギ株式会社	パートナー 社外取締役 社外取締役	当社ときっかわ法律事務所、サワイグループホールディングス株式会社およびアツギ株式会社との間には取引はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	玉井 政利	当事業年度開催の取締役会 8 回のうち 8 回出席し、税理士としての豊富な経験・見識に基づき、特に企業経営および会計の観点から経営全般に対して助言および提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための重要な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に 1 回のうち 1 回出席し、当社の役員報酬の決定過程において、独立した客観的な意見を述べるなど、客観性・透明性の確保のための重要な役割を果たしております。なお、同氏は指名委員会の委員に就任しておりますが、当事業年度中の指名委員会の開催はありませんでした。
取締役	近藤 徳之	当事業年度開催の取締役会 8 回のうち 8 回出席し、総合商社の部門統轄責任者として培った豊富な経験・見識に基づき、特に海外事業における経営企画、リスクマネジメント、マーケティングなどを中心として経営全般に対して助言および提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための重要な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に 1 回のうち 1 回出席し、当社の役員報酬の決定過程において、独立した客観的な意見を述べるなど、客観性・透明性の確保のための重要な役割を果たしております。なお、同氏は指名委員会の委員に就任しておりますが、当事業年度中の指名委員会の開催はありませんでした。
監査役	安宅 建樹	当事業年度開催の取締役会 8 回のうち 8 回および監査役会 7 回のうち 7 回出席し、金融機関の経営者として培った豊富な経験・見識から、経営に係わる助言および提言を行っております。
監査役	小原 正敏	当事業年度開催の取締役会 8 回のうち 8 回および監査役会 7 回のうち 7 回出席し、弁護士としての豊富な経験・見識から経営に係わる助言および提言を行っております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容は、会社法第423条第1項に基づき、当社に対して損害賠償責任を負う場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限定額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負うものであります。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用を補填するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意または犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 仰星監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| (1) 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 | 40百万円 |
| (2) 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 40百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および、報酬見積りの算出根拠等について、その適切性・妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等の額は合理的なものであると判断し同意いたしました。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額の表示単位未満の処理につきましては、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額および比率について四捨五入し、その他の項目については切捨てております。

連結貸借対照表 (2024年6月30日現在)

(単位:百万円、未満切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額	
資産の部			負債の部	
流 動 資 産	112,668	流 動 負 債	51,418	
現 金 及 び 預 金	47,196	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	17,817	
受 取 手 形	1,248	電 子 記 録 債 務	3,311	
電 子 記 録 債 権	12,802	短 期 借 入 金	907	
売 掛 金	16,872	未 払 法 人 税 等	3,294	
契 約 資 産	14,956	未 払 費 用	5,993	
製 品	362	契 約 負 債	18,181	
仕 掛 品	10,115	賞 与 引 当 金	459	
原 材 料 及 び 貯 藏 品	5,271	受 注 損 失 引 当 金	61	
そ の 他	3,866	製 品 保 証 引 当 金	49	
貸 倒 引 当 金	△ 22	災 害 損 失 引 当 金	116	
固 定 資 産	49,234	そ の 他	1,225	
有 形 固 定 資 産	39,843	固 定 負 債	9,455	
建 物 及 び 構 築 物	20,001	長 期 借 入 金	3,696	
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,639	退 職 給 付 に 係 る 負 債	5,516	
土 地	13,229	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	166	
建 設 仮 勘 定	2,538	繰 延 税 金 負 債	11	
そ の 他	1,434	そ の 他	63	
無 形 固 定 資 産	551	負 債 合 計	60,873	
そ の 他	551	純 資 産 の 部		
投 資 そ の 他 の 資 産	8,840	株 主 資 本	96,597	
投 資 有 価 証 券	3,087	資 本 金	11,392	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	5,176	資 本 剰 余 金	10,350	
繰 延 税 金 資 産	126	利 益 剰 余 金	75,296	
そ の 他	479	自 己 株 式	△ 441	
貸 倒 引 当 金	△ 30	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	4,424	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,090	
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,299	
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2,034	
資 产 合 計	161,903	非 支 配 株 主 持 分	7	
		純 資 産 合 計	101,029	
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	161,903	

連結損益計算書 (2023年7月1日から2024年6月30日まで)

(単位:百万円、未満切捨て)

科 目	金 額
売 上 高	115,434
売 上 原 価	91,356
売 上 総 利 益	24,077
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,695
営 業 利 益	13,382
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	23
受 取 配 当 金	62
為 替 差 益	1
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	63
そ の 他	119
	271
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	36
租 税 公 課	26
保 険 解 約 損	11
そ の 他	20
	94
経 常 利 益	13,559
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	5
投 資 有 価 証 券 売 却 益	46
補 助 金 収 入	339
負 の の れ ん 発 生 益	16
	409
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	11
固 定 資 産 処 分 損	13
災 害 に よ る 損 失	42
災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額	116
	183
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	13,785
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,180
法 人 税 等 調 整 額	△ 176
当 期 純 利 益	4,003
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	9,781
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	0
	9,781

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表 (2024年6月30日現在)

(単位:百万円、未満切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流 動 資 産	89,160	流 動 負 債	39,543
現 金 及 び 預 金	35,945	支 払 手 形	5
受 取 手 形	1,124	電 子 記 録 債 務	2,170
電 子 記 録 債 務	11,707	買 掛 金	12,913
売 売 挂 金	13,006	短 期 借 入 金	907
契 約 資 品	9,740	未 期 借 入 金	396
製 仕 挂 金	245	未 払 費 用	4,125
原 料 及 び 貯 藏 品	5,945	未 払 法 人 税	2,458
前 払 費 用	3,377	契 紦 負 債	15,844
短 期 貸 付 金	369	預 賞 金	158
そ の 他	5,300	受 注 金	291
貸 倒 引 当 金	2,413	災 害 損 失 金	54
	△ 16	そ の 他	116
固 定 資 産	40,919	固 定 負 債	101
有 形 固 定 資 産	27,336	長 期 借 入 金	9,211
建 構 築 物	13,999	資 産 除 去 債 務	3,696
機 械 及 び 装 置	433	退 職 給 付 金	21
車 輛 運 搬 具	2,143	役 員 退 職 慰 労 金	5,399
工 具、器 具 及 び 備 品	7		93
土 地	983	負 債 合 計	48,755
建 設 仮 勘 定	9,200	純 資 産 の 部	
	569	株 主 資 本	80,242
無 形 固 定 資 産	359	資 本 金	11,392
ソ フ ト ウ エ ア	332	資 本 剰 余 金	10,358
そ の 他	27	資 本 準 備 金	9,842
投 資 そ の 他 の 資 産	13,223	そ の 他 資 本 剰 余 金	515
投 資 有 価 証 券	3,064	利 益 剰 余 金	58,932
関 係 会 社 株 式	5,141	利 益 準 備 金	662
関 係 会 社 出 資 金	376	そ の 他 利 益 剰 余 金	58,270
長 期 貸 付 金	375	配 当 準 備 積 立 金	1,600
前 払 年 金 費 用	3,335	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,333
継 延 税 金 資 産	606	別 途 積 立 金	2,500
そ の 他	354	緑 越 利 益 剰 余 金	52,836
貸 倒 引 当 金	△ 29	自 己 株 式	△ 441
		評 価・換 算 差 額 等	1,082
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,082
資 产 合 计	130,080	純 資 産 合 计	81,324
		負 債 及 び 純 資 産 合 计	130,080

損益計算書 (2023年7月1日から2024年6月30日まで)

(単位：百万円、未満切捨て)

科 目	金 額
売 上 高	82,633
売 上 原 価	67,028
売 上 総 利 益	15,604
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,025
営 業 利 益	9,579
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	477
そ の 他	176
653	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	34
そ の 他	55
90	
経 常 利 益	10,143
特 別 利 益	
補 助 金 収 入	339
そ の 他	47
387	
特 別 損 失	
災 害 に よ る 損 失	42
災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額	116
そ の 他	10
168	
税 引 前 当 期 純 利 益	10,361
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,989
法 人 税 等 調 整 額	△ 103
2,886	
当 期 純 利 益	7,475

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年8月26日

澁谷工業株式会社
取締役会御中

仰星監査法人 東京事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 向山典佐

指定社員 業務執行社員 公認会計士 吉岡礼

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、澁谷工業株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澁谷工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には、その他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するためには、経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるか

どうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか、結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年8月26日

濫谷工業株式会社
取締役会御中

仰星監査法人 東京事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 向山典佐

指定社員 業務執行社員 公認会計士 吉岡礼

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、濫谷工業株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には、その他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する

必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制・監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月28日

瀧谷工業株式会社 監査役会

常勤監査役 竹橋剛 

監査役 安宅建樹 

監査役 小原正敏 

(注) 監査役 安宅建樹及び小原正敏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会 会場ご案内図

